

お薬の処方について

1. 当院では後発医薬品使用体制加算の届出を行っており、お薬の負担が軽くなる後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。
医薬品の供給が不足した場合は、治療計画などの見直しを行う等、適切に対応させていただきます。
2. 医薬品の供給状況によっては、患者様に十分に説明を行い、投与する薬剤を変更させていただく場合があります。
3. 院外処方箋（一般名称記載）においては、医薬品の供給状況を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明し交付させていただきます。
4. 患者様の状態に応じ、28日以上長期投薬やリフィル処方箋の交付についての対応を行っています。
5. 令和6年10月より、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に、患者様の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となり、長期収載品の薬価と後発医薬品の最高価格帯との価格差の $\frac{1}{4}$ に相当する額が追加負担となります。

